

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から39年9月まで

昭和36年4月の国民年金制度開始時に、A県B郡旧C町（現D市）において加入手続を行った。その後結婚のため、E市F町に36年8月に転居した（婚姻届は翌37年1月提出）。転居後、C町の実家から国民年金手帳の送付を受け、国民年金保険料の納付は、同居直後から妻が自分の分と一緒に毎月集金に来ていたF町町内会婦人部の役員の方に納めていた。

妻は平成15年7月に亡くなり、当時、集金を行っていた婦人部の役員の方も既に亡くなっており、当時の領収書も無いが、納付当時の状況の記憶ははっきりしていることから、未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の住所変更手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿に「昭和40年8月30日E市へ転出」の記載があることから、当該時期に行われたと推認でき、その時点で申立期間のうち、昭和36年10月から38年6月までの保険料は時効で納付できないものの、同年7月から39年9月までの保険料については過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の保険料を納付していた申立人の妻は、昭和36年4月から61年4月に法定免除に該当するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の妻の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、当該地区の集金組織は、過年度保険料は取り扱っ

ていなかったことが確認できるものの、申立期間直後の昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、G 社会保険事務所が発行した納付書で過年度納付したものと思われる旨の H 社会保険事務局の意見書がある上、申立人の国民年金の住所変更手続を行った後、時効が経過していない未納期間のうち、39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間のみ過年度納付を行うのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 函館国民年金 事案 191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月  
② 昭和 48 年 3 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 52 年 6 月から 53 年 12 月まで  
④ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
⑤ 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで  
⑥ 昭和 55 年 4 月から 58 年 8 月まで  
⑦ 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

将来何かあった時や、年を取った時の生活の保障のために必要だと思って、昭和 48 年 11 月ごろ、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を支払ってきたので、調べてほしい。

申立期間のうち、③昭和 52 年 6 月から 53 年 12 月までの期間及び⑤54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、63 年に社会保険事務所で記録の訂正が行われて、加入期間ではなくなって、国民年金保険料が還付されたとのことだが、全く還付された記憶が無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び⑤について、昭和 63 年 12 月 1 日の社会保険事務所の資格記録訂正処理により納付されていた保険料が還付されたものの、当該記録訂正処理に誤りがあったため、還付決議を取り消して納付済期間とすることが妥当である旨の A 社会保険事務局の意見書がある。

また、申立期間④及び⑥のうち昭和 55 年度の国民年金保険料について、社会保険庁の記録では未納とされているものの、B 市の記録では納付済みである上、申立期間④は 3 か月間と短期間であり、申立期間の前後は納付済期

間であることから、この期間のみ未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人は昭和 48 年 11 月 9 日に国民年金に任意加入しており、任意加入の場合は制度上、さかのぼって被保険者とはなり得ない上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 48 年度国民年金印紙検認記録及び国民年金印紙検認台紙の 10 月欄には、「この月まで納める必要はありません」と表示されているほか、両申立期間は、63 年 12 月 1 日の資格記録訂正処理により生じた未納期間である。

さらに、申立期間⑥のうち昭和 55 年度を除く期間及び⑦については、昭和 63 年 12 月 1 日の資格記録訂正処理以前は国民年金に未加入の期間である上、当該記録訂正処理が行われた時点で、両申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

加えて、申立期間①、②、⑥のうち昭和 55 年度を除く期間及び⑦について、いずれの期間においても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月及び同年 6 月

将来のことを考えて、私は昭和 51 年 7 月ごろ、A 県 B 市で国民年金に任意加入し、53 年 11 月からの会社勤務を経て、54 年 5 月に退職した。その後、昭和 54 年度の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、B 市役所の本庁か支所に行き、国民年金保険料を付加保険料も含めて現金で納付した。

昭和 58 年 7 月、C 県 D 市へ引っ越したが、私は今まで、公共料金等の未払は一度も無く、将来にかかわる年金に未納があるとは考えられないし、同市の記録では申立期間は納付済みとなっているので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し始め、53 年 11 月からの厚生年金保険被保険者資格を喪失した 54 年 5 月には、国民年金へ再度任意加入し、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 2 か月間と短く、D 市の「国民年金被保険者納付記録書」では、申立期間について定額保険料及び付加保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和61年12月1日、申立期間②については62年12月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額をそれぞれ11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和61年及び62年の2年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和61年11月及び62年11月の賃金台帳により、申立人が申立期間①及び②のいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる各年 11 月における報酬月額から、両申立期間についてそれぞれ 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が両申立期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和61年12月1日、申立期間②については62年12月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額をそれぞれ11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和61年及び62年の2年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和61年11月及び62年11月の賃金台帳により、申立人が申立期間①及び②のいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年10月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和62年11月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間②の標準報酬月額を11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が両申立期間に係る資格喪失日を各年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年11月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月30日から同年12月1日まで  
昭和62年にC施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和62年11月の賃金台帳により、申立人はA社に同年11月30日まで雇用され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和62年11月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間の標準報酬月額を11万8,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和56年12月1日、申立期間②については57年12月1日、申立期間③については58年12月1日、申立期間④については59年12月1日、申立期間⑤については60年12月1日、申立期間⑥については61年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については12万6,000円、申立期間②については15万円、申立期間③及び④については、それぞれ14万2,000円、申立期間⑤及び⑥については、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和57年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和58年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
⑥ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

昭和56年から61年までの6年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があった

ため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①から⑤までについて各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①から⑤までのいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については 12 万 6,000 円、②については 15 万円、③及び④については、それぞれ 14 万 2,000 円、⑤については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間⑥については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月の賃金台帳により、申立人は当該事業所に同年 11 月 30 日まで雇用され、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和 61 年 11 月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間⑥の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和55年12月1日、申立期間②については59年12月1日、申立期間③については60年12月1日、申立期間④については61年12月1日、申立期間⑤については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①及び②については、それぞれ15万円、申立期間③から⑤までについては、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和55年及び59年から62年までの計5年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①から③までについて各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①から③までのいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間①及び②については、それぞれ 15 万円、③については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間④及び⑤については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月及び 62 年 11 月の賃金台帳により、申立人が申立期間④及び⑤のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうち低い方の額を認定することとなる。したがって、賃金台帳で確認できる各年 11 月における報酬月額から、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和60年12月1日、申立期間②については61年12月1日、申立期間③については62年12月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①から③までの標準報酬月額をそれぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和60年から62年までの3年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①において、A社に11月30日まで雇用され、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年10月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和61年11月及び62年11月の賃金台帳により、申立人が申立期間②及び③のいずれにおいても、当該事業所に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年10月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和62年11月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間③の標準報酬月額を13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年11月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和56年12月1日、申立期間②については57年12月1日、申立期間③については58年12月1日、申立期間④については59年12月1日、申立期間⑤については60年12月1日、申立期間⑥については61年12月1日、申立期間⑦については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①及び⑤から⑦までについては、それぞれ13万4,000円、申立期間②については16万円、申立期間③及び④については、それぞれ15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和57年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和58年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
⑥ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
⑦ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和56年から62年までの7年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管さ

れており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①から⑤までについて各年11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①から⑤までのいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間に係る各年10月の社会保険事務所の記録から、申立期間①及び⑤については、それぞれ13万4,000円、②については16万円、③及び④については、それぞれ15万円とすることが妥当である。

申立期間⑥及び⑦については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和61年11月及び62年11月の賃金台帳により、申立人が申立期間⑥及び⑦のいずれにおいても、当該事業所に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、賃金台帳で確認できる各年11月における報酬月額から、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年11月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和57年12月1日、申立期間②については58年12月1日、申立期間③については59年12月1日に、申立期間④については60年12月1日、申立期間⑤については61年12月1日、申立期間⑥については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①及び③については、それぞれ14万2,000円、申立期間②、④及び⑥については、それぞれ12万6,000円、申立期間⑤については11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和58年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
⑥ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和57年から62年までの6年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①から④までについて各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①から④までのいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間①及び③については、それぞれ 14 万 2,000 円、②及び④については、それぞれ 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間⑤及び⑥については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月及び 62 年 11 月の賃金台帳により、申立人が申立期間⑤及び⑥のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうち低い方の額を認定することとなる。したがって、賃金台帳で確認できる各年 11 月における報酬月額から、申立期間⑤の標準報酬月額を 11 万円、⑥の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和60年12月1日、申立期間②については61年12月1日、申立期間③については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①及び②については、それぞれ12万6,000円、申立期間③については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和60年から62年までの3年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①において、A社に11月30日まで雇用され、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年10月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和61年11月及び62年11月の賃金台帳により、申立人が申立期間②及び③のいずれにおいても、当該事業所に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうち低い方の額を認定することとなる。したがって、賃金台帳で確認できる各年11月における報酬月額から、申立期間②の標準報酬月額を12万6,000円、③の標準報酬月額を13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年11月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和58年12月1日、申立期間②については59年12月1日、申立期間③については60年12月1日に、申立期間④については61年12月1日、申立期間⑤については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については12万6,000円、申立期間②については14万2,000円、申立期間③から⑤までについては、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和58年から62年までの5年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①から③までについて各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①から③までのいずれにおいても、A社に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については 12 万 6,000 円、②については 14 万 2,000 円、③については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間④及び⑤については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月及び 62 年 11 月の賃金台帳により、申立人が申立期間④及び⑤のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 61 年 10 月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間⑤の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和 62 年 11 月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間⑤の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和58年12月1日、申立期間②については59年12月1日、申立期間③については60年12月1日、④については61年12月1日、⑤については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については11万円、申立期間②については14万2,000円、申立期間③から⑤までについては、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和58年から62年までの5年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、

「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①から③までについて各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間①から③までのいずれにおいても、A社に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については 11 万円、②については 14 万 2,000 円、③については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間④及び⑤については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月及び 62 年 11 月の賃金台帳により、申立人が申立期間④及び⑤のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 61 年 10 月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間⑤の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうち低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和 62 年 11 月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間⑤の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がすべての申立期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和53年12月1日、申立期間②については59年12月1日、申立期間③については60年12月1日、申立期間④については61年12月1日、申立期間⑤については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については11万円、申立期間②については15万円、申立期間③から⑤までについては、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月27日から同年12月1日まで  
② 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和53年及び59年から62年までの計5年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、53年は11月27日付け、それ以外の年は11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚が「例年 11 月は、降雪による待機はあったとしても、雇用期間は 11 月 30 日までであった。」と供述しているところ、i) 申立人及び同僚の前年（昭和 52 年）における雇用保険加入記録は 52 年 11 月 23 日離職となっているものの、厚生年金保険の記録では同年 12 月 1 日資格喪失とされていること、ii) 昭和 54 年以降の雇用保険の加入記録では、離職日は 11 月 30 日とされていること、iii) 事業主が「申立期間当時も、雇用期間は 11 月 30 日までであったと推測される。」と供述していること、iv) 申立人及び同僚が「申立期間当時から、毎月「最低保障給」が支給されていた。」と供述しているところ、事業主が保管する 61 年及び 62 年の賃金台帳において、毎月「本給」として固定給が支給されていることが確認できることから総合的に判断すると、申立人は、申立てをしている昭和 53 年についても、A 社に 11 月 30 日まで雇用されていたものと認められるとともに、事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人は、申立期間①の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 10 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録及び事業主が、前記のとおり、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間②及び③について各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間②及び③のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における当該期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間②については 15 万円、③については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間④及び⑤については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月及び 62 年 11 月の賃金台帳により、申立人が申立期間④及び⑤のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又

は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、賃金台帳で確認できる各年 11 月における報酬月額から、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 53 年 11 月 27 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、申立期間②から⑤までについては、事業主が当該期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立期間①については 11 月 27 日、申立期間②から⑤までについては 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和53年12月1日、申立期間②については60年12月1日、申立期間③については61年12月1日、申立期間④については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については10万4,000円、申立期間②及び③については、それぞれ12万6,000円、申立期間④については11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月27日から同年12月1日まで  
② 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和53年及び60年から62年までの計4年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、53年は11月27日付け、それ以外の年は11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚が「例年11月は、降雪に

よる待機はあったとしても、雇用期間は11月30日までであった。」と供述しているところ、i) 同僚の前年(昭和52年)における雇用保険加入記録は52年11月23日離職となっているものの、厚生年金保険の記録では同年12月1日資格喪失とされていること、ii) 昭和54年以降の雇用保険の加入記録では、離職日は11月30日とされていること、iii) 事業主が「申立期間当時も、雇用期間は11月30日までであったと推測される。」と供述していること、iv) 同僚が「申立期間当時から、毎月「最低保障給」が支給されていた。」と供述しているところ、事業主が保管する61年及び62年の賃金台帳において、毎月「本給」として固定給が支給されていることが確認できることから総合的に判断すると、申立人は、申立てをしている昭和53年についても、A社に11月30日まで雇用されていたものと認められるとともに、事業主が、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人は、申立期間①の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年10月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び事業主が、前記のとおり、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間②について11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間②において、当該事業所に11月30日まで雇用され、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年10月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③及び④については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和61年11月及び62年11月の賃金台帳により、申立人が申立期間③及び④のいずれにおいても、当該事業所に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年10月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間④の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定

又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和 62 年 11 月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間④の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 53 年 11 月 27 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、申立期間②から④までについては、事業主が当該期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立期間①については 11 月 27 日、申立期間②から④までについては 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和53年12月1日、申立期間②については60年12月1日、申立期間③については61年12月1日、申立期間④については62年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については10万4,000円、申立期間②から④までについては、それぞれ12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月27日から同年12月1日まで  
② 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

昭和53年及び60年から62年までの計4年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、53年は11月27日付け、それ以外の年は11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年と62年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚が「例年11月は、降雪による待機はあったとしても、雇用期間は11月30日までであった。」と供

述しているところ、i) 同僚の前年（昭和 52 年）における雇用保険加入記録は 52 年 11 月 23 日離職となっているものの、厚生年金保険の記録では同年 12 月 1 日資格喪失とされていること、ii) 昭和 54 年以降の雇用保険の加入記録では、離職日は 11 月 30 日とされていること、iii) 事業主が「申立期間当時も、雇用期間は 11 月 30 日までであったと推測される。」と供述していること、iv) 同僚が「申立期間当時から、毎月「最低保障給」が支給されていた。」と供述しているところ、事業主が保管する 61 年及び 62 年の賃金台帳において、毎月「本給」として固定給が支給されていることが確認できることから総合的に判断すると、申立人は、申立てをしている昭和 53 年についても、A 社に 11 月 30 日まで雇用されていたものと認められるとともに、事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人は、申立期間①の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 10 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び事業主が、前記のとおり、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間②について 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間②において、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 60 年 10 月の社会保険事務所の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間③及び④については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月及び 62 年 11 月の賃金台帳により、申立人が申立期間③及び④のいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、賃金台帳で確認できる各年 11 月における報酬月額から、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ 12

万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 53 年 11 月 27 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、申立期間②から④までについては、事業主が当該期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立期間①については 11 月 27 日、申立期間②から④までについては 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和53年12月1日、申立期間②については55年12月1日、申立期間③については56年12月1日、申立期間④については57年12月1日、申立期間⑤については58年12月1日、申立期間⑥については59年12月1日、申立期間⑦については60年12月1日、申立期間⑧については61年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については11万円、申立期間②については17万円、申立期間③、⑦及び⑧については、それぞれ13万4,000円、申立期間④から⑥までについては、それぞれ15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月27日から同年12月1日まで  
② 昭和55年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和56年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和57年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和58年11月30日から同年12月1日まで  
⑥ 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
⑦ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
⑧ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

昭和53年及び55年から61年までの計8年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、53年は11月27日付け、それ以外の年は11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録と

して算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚が「例年11月は、降雪による待機はあったとしても、雇用期間は11月30日までであった。」と供述しているところ、i) 申立人及び同僚の前年(昭和52年)における雇用保険加入記録は52年11月23日離職となっているものの、厚生年金保険の記録では同年12月1日資格喪失とされていること、ii) 昭和54年以降の雇用保険の加入記録では、離職日は11月30日とされていること、iii) 事業主が「申立期間当時も、雇用期間は11月30日までであったと推測される。」と供述していること、iv) 同僚が「申立期間当時から、毎月「最低保障給」が支給されていた。」と供述しているところ、事業主が保管する61年及び62年の賃金台帳において、毎月「本給」として固定給が支給されていることが確認できることから総合的に判断すると、申立人は、申立てをしている昭和53年についても、A社に11月30日まで雇用されていたものと認められるとともに、事業主が、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人は、申立期間①の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年10月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

申立期間②から⑦までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、前記のとおり、「昭和63年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間②から⑦までについて各年11月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間②から⑦までのいずれにおいても、当該事業所に11月30日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間に係る各年10月の社会保険事務所の記録から、申立期間②については17万円、③及び⑦については、それぞれ13万4,000円、④から⑥までについては、それぞれ15万円とすることが妥当である。

申立期間⑧については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭

和 61 年 11 月の賃金台帳により、申立人は当該事業所に同年 11 月 30 日まで雇用され、申立期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間⑧の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和 61 年 11 月の賃金台帳で確認できる報酬月額から、申立期間⑧の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 53 年 11 月 27 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、申立期間②から⑧までについては、事業主が当該期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立期間①については 11 月 27 日、申立期間②から⑧までについては 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を申立期間①については昭和53年12月1日、申立期間②については55年12月1日、申立期間③については56年12月1日、申立期間④については59年12月1日、申立期間⑤については60年12月1日、申立期間⑥については61年12月1日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額については、申立期間①については11万円、申立期間②については16万円、申立期間③、⑤及び⑥については、それぞれ13万4,000円、申立期間④については14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月27日から同年12月1日まで  
② 昭和55年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和56年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和59年11月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和60年11月30日から同年12月1日まで  
⑥ 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

昭和53年、55年と56年及び59年から61年までの計6年間、C施設のD作業員として、4月1日から11月30日まで8か月の雇用期間で働いていたが、当時の人事担当者が、本来12月1日付けで資格喪失しなければならないところ、53年は11月27日付け、それ以外の年は11月30日付けで喪失処理をしていたため、各年の11月分が厚生年金保険の加入記録として算入されておらず、7か月間の記録となっている。

会社に問い合わせたところ、昭和61年の賃金台帳が保管されており、4月分から11月分の厚生年金保険料を控除しているとの回答があったため、申立てをするので記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚が「例年 11 月は、降雪による待機はあったとしても、雇用期間は 11 月 30 日までであった。」と供述しているところ、i) 申立人及び同僚の前年（昭和 52 年）における雇用保険加入記録は 52 年 11 月 23 日離職となっているものの、厚生年金保険の記録では同年 12 月 1 日資格喪失とされていること、ii) 昭和 54 年以降の雇用保険の加入記録では、離職日は 11 月 30 日とされていること、iii) 事業主が「申立期間当時も、雇用期間は 11 月 30 日までであったと推測される。」と供述していること、iv) 申立人及び同僚が「申立期間当時から、毎月「最低保障給」が支給されていた。」と供述しているところ、事業主が保管する 61 年及び 62 年の賃金台帳において、毎月「本給」として固定給が支給されていることが確認できることから総合的に判断すると、申立人は、申立てをしている昭和 53 年についても、A 社に 11 月 30 日まで雇用されていたものと認められるとともに、事業主が、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間①について 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人は、申立期間①の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 10 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

申立期間②から⑤までについては、雇用保険の加入記録及び事業主が、前記のとおり、「昭和 63 年ごろまで社会保険の届出事務がきちんとしていなかった。」と供述しており、申立期間②から⑤までについて各年 11 月分の保険料控除を認めていることから判断すると、申立人が申立期間②から⑤までのいずれにおいても、当該事業所に 11 月 30 日まで雇用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における当該期間に係る各年 10 月の社会保険事務所の記録から、申立期間②については 16 万円、③及び⑤については、それぞれ 13 万 4,000 円、④については 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間⑥については、雇用保険の加入記録、事業主から提出された昭和 61 年 11 月の賃金台帳により、申立人は当該事業所に同年 11 月 30 日まで雇用され、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭

和 61 年 10 月の社会保険事務所の記録及び賃金台帳から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 53 年 11 月 27 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、申立期間②から⑥までについては、事業主が当該期間に係る資格喪失日を各年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを各年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立期間①については 11 月 27 日、申立期間②から⑥までについては 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る各年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る各年 11 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から54年9月まで

役場の方に国民年金保険料をまとめて納めるように勧められ、それまでの国民年金保険料をA町役場でまとめて納めた。

その時納めた保険料は10万から12万円ぐらいだと思うが、領収書は家を新築する際に処分したため、現在は所持していない。まとめて納付した時期は娘が生まれて2年後ぐらいのことで、領収書の大きさ、色も記憶しており、まとめて納付した以降は継続して国民年金保険料を納めていたので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する昭和45年ごろは、第1回特例納付が実施されていた時期であることから、申立期間のうち、申請免除期間を除く36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から同年6月までの期間については、特例納付することが可能であり、申請免除期間である37年4月から38年3月までの期間及び同年7月から43年3月までの期間については、当該時期に追納することが可能であるものの、これらの期間の特例納付及び追納に必要な保険料の合計額は、申立人が一括して納付したと主張する金額（10万から12万円ぐらい）と大きく相違する上、納付したと主張する旧A町役場では、特例納付及び追納に係る国民年金保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和43年4月から54年9月までの期間については、54年10月13日に任意加入するまで、国民年金に未加入の期間である上、当該期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 45 年ごろに一括納付した後は継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、具体的な供述が得られない上、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 函館国民年金 事案 194

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

私は、A県B区のクリーニング店にて住み込みで働いていたのだが、同店の社長が、昭和40年3月ごろ、私の国民年金の加入手続をしてくれて、私の国民年金保険料を20歳までさかのぼって、集金で納めてくれたと思うが、領収書等の受取りの有無や集金人の名前については分からない。社長は既に亡くなっているが、奥さんは知っていると思う。

また、年金手帳に割印があるのに、納付済みの記録になっていないのが疑問であり、自分はきちんと国民年金保険料を支払ってきたのだから、社会保険事務所の記録を調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月に払い出されていることが確認できるが、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付は、申立人の勤務先の社長が行ったと述べており、申立人自身は関与しておらず、当該社長は既に亡くなっている上、その社長の妻も、申立人に係る申立期間の保険料納付について聞いたことはないとしていることから、申立人に係る国民年金保険料の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間当時、B区では国民年金保険料の集金が行われていたことは確認できるものの、B区からは、申立人の国民年金手帳の昭和37年度から39年度に係る印紙検認台紙の割印及び切り離しの取扱について、現年度保険料の収納期限を経過した場合に行う処理であるとの回答を得ている

ことから、当該国民年金手帳では、申立期間の保険料が現年度内に納付されたことは確認できない上、同区では過年度保険料の集金は行っていなかったことが確認できる。

加えて、申立期間当時、A県C局（当時）の職員が過年度保険料の集金を行っていたことは確認でき、申立期間後の昭和40年7月から41年3月の国民年金保険料については過年度納付されたと考えられるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 23 日から 36 年 6 月 1 日まで  
厚生年金保険期間照会の回答で、A社に勤務していた申立期間については、昭和 36 年 10 月 27 日に脱退手当金を受給しているとのことだが、脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した記憶も無い。私の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後9ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年6月の前後3年以内に資格喪失した者4人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日の5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和36年10月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。